

秦野市立認定こども園
(教育利用) 利用者用

令和8年度

幼児教育・保育の無償化 のご案内

秦野市



秦野市こども健康部保育こども園課
(秦野市役所本庁舎2階)
〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
電話 0463-82-9606 (直通)

1. 幼児教育・保育無償化について

子育て世帯を応援するため、「改正子ども・子育て支援法」が施行され、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

市立認定こども園の預かり保育料が無償化の対象となるためには、条件や必要となる手続きがありますので、最後までご一読いただきますようお願いいたします。

2. 無償化の対象となる費用について

(1) 利用者負担額（保育料）

① 対象者

教育利用で市立認定こども園を利用するすべての子ども

② 無償となる金額

- 月々の利用者負担額（保育料）全額が対象となります。
- 副食費、教材費などは、保護者の負担になります。ただし、副食費については免除制度があります。詳しくは4ページをご覧ください。

③ 手続き

新たな手続きは不要です。

(2) 預かり保育料

① 対象者

教育利用で市立認定こども園を利用し、かつ保育を必要とする理由（※）があると認定を受けた子ども

ただし、就労の要件により無償化の対象となる預かり保育は、「就労時間＋通勤時間」です。認定された要件以外の事由で利用する場合（リフレッシュなど）は、無償化の対象外となります。

※ 保育を必要とする理由は2ページの（1）をご参照ください。

② 無償となる金額

- 月額上限11,300円
- 「預かり保育料」と「無償化の限度額（日額450円×利用日数）」とを比べて小さい方の額

例1) 預かり保育料5,000円/月、利用日数15日/月の場合

預かり保育料	5,000円	
無償化の限度額	6,750円	450円×15日
無償となる金額	5,000円 (5,000円<6,750円)	<u>全額無償化</u>

例2) 預かり保育料 8,000 円/月、利用日数 12 日/月の場合

預かり保育料	8,000 円	
無償化の限度額	5,400 円	450 円×12 日
無償となる金額	5,400 円 (8,000 円>5,400 円)	<u>一部無償化</u>
支払額	2,600 円	8,000 円-5,400 円

③支払方法

施設側が、月々の預かり保育の利用状況を管理します。無償化の限度額を超えた場合は、施設から案内をします。超えた分については施設へ直接お支払いください。

3. 預かり保育料の無償化に必要な手続き ~認定申請について~

(1) 保育を必要とする理由

預かり保育料が無償化の対象となるためには、施設等利用給付2号認定を受ける必要があります。この認定は、保育を必要とする理由が求められます。

保護者が次のいずれかの状況にある場合、保育を必要とする理由があると認められます。(父・母それぞれに必要です。)

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況
1	就労	月64時間以上働いている
2	妊娠・出産	産前産後(予定日の8週間前(多胎妊娠は10週間前)の日の翌月から、出産後8週の日末日まで)
3	疾病・障害	家庭での保育が困難な病気・障害がある
4	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
5	求職活動	継続的に求職活動を行っている (認定期間は最大2か月)
6	就学	学校や職業訓練校等に通っている
7	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧にあたっている
8	その他	その他市長が必要と認める場合

※ No.4・6については、就労と同様の時間条件が適用されます。

(2) 申請方法・申請期限

預かり保育料の無償化を希望する方は、次の書類を利用開始希望月の前月末日までに市役所保育こども園課（本庁舎2階）へご提出ください。

なお、新年度4月からの認定申請については、お通りの認定こども園に提出していただく場合があります。

(3) 提出書類

① 施設等利用給付認定（変更）申請書

記入例を確認のうえ、記入してください。

② 保育を必要とする理由を確認する書類

（父・母それぞれに必要です。）

No.	保育を必要とする理由	提出書類
1	就労	就労証明書【様式あり】 ※ 新規に就労する場合は、入所月から3か月の就労時間等を見込みで記載してください。 ※ 自営業、親族の経営する事業に従事している場合は、第三者証明(税理士等の署名または民生委員の調査書【様式あり】)、または確定申告書や開業届等の自営業に従事していることが確認できる書類の添付が必要です。
2	妊娠・出産	母子手帳の表紙と分娩予定日記載ページの写し
3	疾病・障害	医師の診断書（保育が困難であること、その期間の記載が必要です。）、障害者手帳等
4	介護・看護	医師の診断書等、申立書・スケジュール表【様式あり】
5	求職活動	申立書【様式あり】
6	就学	在学証明書、時間割表等
7	災害復旧	罹災証明書、申立書【様式あり】

◇注意事項

- (1) 新年度4月からの認定申請の場合、就労証明書、診断書等の証明書類は、10月以降に発行されたものを提出してください。5月以降の認定申請の場合は、申請の締切日現在で、発行後2か月以内のものを有効とします。
- (2) 育児休業から復帰することを理由に認定申請をする場合、認定開始月の末日までに復職証明書を提出してください。提出されない場合、認定は取消しとなります。

- (3) 離婚調停中で配偶者と別居している場合は、裁判所からの通知や弁護士等の証明書等を提出することで、配偶者の保育の必要性を確認する書類が不要となります。

4. 副食費の免除について

(1) 対象者

副食費は無償化後も保護者の負担となりますが、次のいずれかに該当する場合は免除の対象となります。

- ① 年収 360 万円未満相当（市町村民税所得割額 77,101 円未満）の世帯の子ども
- ② 所得に関わらず第3子以降の子ども
上のお子さんは、小学校3年生までを数に含めます。

(2) 免除となる金額

月々の副食費全額が対象となります。

(3) 申請方法

新たな手続きは不要です。対象者には後日通知します。

なお、副食費免除の判定にあたり、次の状況によっては、市町村民税課税証明書の提出をお願いすることがあります。

No.	状況	提出書類
1	令和7年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和6年度市町村民税課税証明書（4月～8月までの副食費免除判定に必要です。）
2	令和8年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和7年度市町村民税課税証明書（9月～3月までの副食費免除判定に必要です。） ※ 令和7年6月頃から取得可能です。

※ 指定都市とは

横浜市や川崎市、相模原市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市等

5. 関連ページ

幼児教育・保育の無償化	認定申請・請求方法について
	